

空き家とまちづくり

近年にわかにクローズアップされ、大きな社会問題になってきているのが急増する空き家の問題です。高松市においても平成26年に全市域を対象に空き家の実態調査を行った結果、一戸建てだけで約5900戸の空き家が存在し、このうち935戸が老朽化による倒壊の恐れがあるなどの危険な空き家になっています。住む人がいなくなり適切な管理が行われていない空き家は、防災、防犯、衛生など様々な面において、生活環境に悪影響を生じさせます。特に地方都市においては、少子・高齢化と若者の大都市への流出、人口減少により、空き家の増加が顕著であり、その対策が急務となっています。

このような事態に対処するため、国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」が作られ、昨年5月から全面施行されています。本市においても、昨年10月には「空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を施行し、空き家対策に鋭意取り組んでいるところです。また、香川ビルメンテナンス協会との間で全国初めてという「空き家等の適正な管理の推進に関する協定書」を締結したところです。

老朽化などにより倒壊する恐れがある危険な空き家の除却等について、法令等に基づき、早急に対策を講じていく必要があることは言うまでもありません。同時に、空き家の適正管理を促進するとともに、居住可能な空き家については、その利活用を積極的に図っていくべきだと思います。つまり、コンパクトなまちづくりや移住交流の促進、子育て支援や創造都市づくりといった本市のまちづくりの方向性と調和させながら、各種施策と連携した空き家等の利活用方策を検討していくことが重要です。実際、男木島や仏生山町などにおいて、移住者の住まいや新店舗として空き家を有効に活用した事例が話題になるなどの動きも出始めています。さらに、空き家バンクの活用を図りながら、地域コミュニティ協議会等が防災物品の備蓄や高齢者の居場所づくりの場等として公共的な利活用を行う場合のマッチングを、これまで以上に積極的に行っていく必要があります。

空き家対策は、待ったなしの深刻な課題です。一方で、その有効な利活用により、良好なまちづくりの一助とするチャンスでもあると考えています。